

2022年11月1日現在

成田空港検疫所

11月1日以降、入国時の検疫手続きを円滑に行うためのポイントをお知らせします。

1. 日本における入国時検疫では、すべての方が専用 QR コードの提示が求められます。
2. Visit Japan Web を利用することで、事前に QR コードを作成でき、入国時の検疫時間短縮が可能です（ファストトラック）。
3. 成田空港から交通機関で次に移動する際の出発時間は、余裕（少なくとも 2 時間以上）をもって予約してください。
4. 検疫所で新型コロナの検査が必要と判断され、結果が陽性となった方は検疫所の施設で療養となります。

◆ファストトラックについて

日本入国前に、**Visit Japan Web** を利用して、検疫手続の一部を済ませておくものです。質問票回答および QR コード作成も事前に完了出来ます。詳細はこちらをご確認ください。

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>



ご自身が受けられた新型コロナウイルスワクチン接種証明書など、必要な情報を登録します。（ワクチン接種証明書を登録することで、有効/無効の判定を事前に受けることができますので、日本行きフライトに搭乗する 1 週間前を目処に、ゆとりをもって準備されることで、現地出発前新型コロナ検査陰性証明書要否を知ることができます。）

ファストトラックで必要な項目の入力とワクチン接種証明書又は検査陰性証明書の確認が完了し、入国時の検査と入国後の待機が不要な場合には、QR コード画面が『青色』になります。画面が『青色』の入国者は、成田空港到着時の検疫手続を短時間で終了することができますので、ファストトラックの利用をぜひお勧めします。

◆有効なワクチン接種証明書をお持ちでない場合について

（ファストトラックを利用して有効なワクチン接種証明書と確認できない場合を含む）は、現地出国前 72 時間以内に検体を採取した新型コロナウイルス検査の陰性結果証明書の登録が必要となります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html



有効なワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも提示できない方は、検疫法に基づき、原則として日本への上陸が認められません。また、出発国において搭乗前にワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されますのでご注意ください。

有効なワクチン接種証明書の条件はこちらをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html



◆ファストトラックをご利用にならない、または、QRコード画面が『青色』でない場合について

成田空港到着後にQRコードの作成、または、書類の確認が必要となり、検疫手続に時間がかかります。

なお、当該入国旅程より前の旅程等で取得した『青色』画面のスクリーンショットやQRコードでは検疫手続はできませんので十分注意して下さい。

◆検疫所での新型コロナ検査について

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を有すると医師が判断した場合及び必要書類の確認が出来ない一部の帰国者・入国者の方は検査を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

検査の結果が陽性の場合は、検疫所長指定の療養施設で所定の期間、療養していただきます。

◆入国後の公共交通機関の利用について

入国者総数の上限は設けないこととなりましたので、帰国者・入国者数が増加してきております。検疫手続において、混雑する場合もあり得ますので、国内線への乗り継ぎ等入国後の公共交通機関の利用については時間的な余裕（少なくとも2時間以上）をもって計画なさるようお願いします。

乗り継ぎ便等のスケジュールに間に合わない場合、ご自身の責で変更手続をお願いいたします。

◆令和4年10月11日からの新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の見直しの詳細について

9月26日に公表された「水際対策強化に係る新たな措置（34）」を参照してください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000993077.pdf>

